

1月7日(日)平成19年菊池市成人式

新成人の門出を祝う菊池市の成人式が菊池市文化会館でありました。今年の対象者は、昭和61年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた人たちで、男383人、女339人の計722人が大人の仲間入りをし、この内592人が式に出席しました。

式では、福村市長が「菊池の伝統を守り、友人を大切にしながら一人の人間として成長してください」とあいさつ。

続いて、中学校時代の恩師の先生13人がステージに登場し、各中学校を代表して5人の先生から温かいメッセージが贈られました。新成人たちは「人に迷惑をかけない大人になってください」や「つらいこともありますが社会に出てもやめたらいいけません」などの言葉に、中学校時代を思い出しながら熱心に耳を傾けていました。

また、新成人を代表して江里口貴士さん、橋本純子さんが「探究心や向上心を忘れず、日々の努力を重ねていきたい」、「何事にも前向きで思いやりのある大人になりたい」などと二十歳の誓いを述べました。

最後に、実行委員会を代表して上田愛さんが「大人としての自覚を持って、日々を過ごしていきましょう」と謝辞を述べました。

式典後はステージ上でアルバム用の記念撮影が行われたほか、会場の外では久しぶりに会った友人たちと旧交を温める姿が数多く見受けられました。

菊池市の成人式は、新成人の有志からなる実行委員会のメンバー12人が中心となり、昨年10月から準備を始めました。この日は青年団や教育委員会事務局などの協力を得ながら、司会進行なども実行委員会メンバーが行い、新成人にふさわしい式典となりました。



文化会館であった式典に、着物姿などで参加する新成人(上) 成人式実行委員会を代表して挨拶する上田さん(左) 久しぶりに会った友人たちと記念撮影をする新成人たち(下)



1月14日(日)平成19年菊池市消防団出初式

菊池市消防団の出初式が、菊池市多目的グラウンドでありました。

村上忠吉団長を先頭に菊池・七城・旭志・泗水の各方面隊長・副隊長、第1分団から第25分団までの分団長の順で、各消防車両から福村市長と中川消防長に観閲行進を行いました。

その後、1,632人の団員が力強く入場行進して開会行事があり、2列に整列して服装などを点検する「通常点検」や、各分団からのカラフルな一斉放水などで団員は日頃の訓練の成果を存分に披露しました。

また、第一幼楽園、菊池幼稚園、富原保育園、泗水東保育園の幼年消防クラブによる元気いっぱいの放水訓練や通常点検、和太鼓の演奏と、水源小学校、七城小学校、七城中学校の少年消防クラブによる通常点検もあり、観客から大きな拍手が送られました。

- 通常点検競技の上位の結果は、次のとおりです。
- 優勝 第23分団(泗水方面隊)
- 2位 第25分団(泗水方面隊)
- 3位 第4分団(菊池方面隊)
- 〃 第21分団(泗水方面隊)



元気いっぱいに通常点検を披露する富原保育園の園児たち



消防車両から福村市長と中川消防長に観閲行進を行う村上団長



服装などの通常点検を受ける、第23分団の団員たち

離婚時の厚生年金の分割制度

(平成19年4月施行)

近年、比較的婚姻期間の長い中高齢夫婦の離婚件数が増加してきていますが、現役世代の女性の雇用の格差などを背景として夫婦双方の年金額に大きな開きが生じる場合があり、離婚した女性の高齢期の所得水準が低くなるという問題が指摘されてきました。

- ①離婚時の厚生年金の分割制度(平成19年4月施行)
 - ②離婚時の第3号被保険者期間についての厚生年金の分割制度(平成20年4月施行)がそれぞれ導入されます。
- 今回は、平成19年4月に施行される「離婚時の厚生年金の分割制度」について概要をお知らせします。

対象

平成19年4月1日以後に成立した離婚で、離婚の当事者が対象になります。また、婚姻の取消・事実婚の解消も対象になります。

事実婚の解消は、一方が被扶養配偶者として国民年金第3号被保険者となっている期間が対象です。

分割できるもの

離婚に係る婚姻期間中の「保険料納付記録」を離婚当事者間で分割することができます。この「保険料納付記録」とは、具体的に、これまで支払ってきた厚生年金保険料の算定の基礎

となった標準報酬月額および標準賞与額(以下「標準報酬額」)のことであり、この標準報酬額を基礎として離婚する当事者それぞれが婚姻期間中に支払った保険料納付記録を再評価率をもつて現在価値に換算した額の総額を分割するものです。

請求

離婚当事者は協議により按分割合を合意した上で、社会保険事務所に請求することができます(添付書類として合意に関する公正証書等が必要)。

なお、当事者間での合意がまとまらない場合は、離婚当事者の一方の求めにより、裁判手続で按分割合を定めることもできます。

分割の効果

分割を受けた当事者は、自身の受給資格要件に応じて、増えた保険料納付記録に応じた厚生年金を受給することができます。ただし、分割の効果は厚生年金の報酬比例部分に限られます。この場合、

- 分割を受けても、自身が厚生年金を受けられる年齢に達するまでは老齢厚生年金は支給されません。
- 分割を行った元配偶者が死亡しても、自身の年金受給に影響しません。

当事者への情報提供

離婚時分割を行うにあたって、当事者は、按分割合を定めるために分割の対象期間やその期間における当事者それぞれの対象期間標準報酬総額、さらには按分割合の範囲などの情報を正確に把握する必要があります。このため、離婚時分割制度の施行に先立ち、当事者双方または一方からの請求により、離婚時分割を行うために必要な情報提供を行います。

※当事者の一方が単独で情報提供の請求をした場合と認められる場合

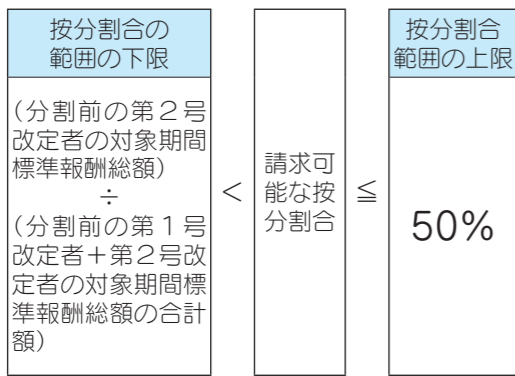
①婚姻関係が継続している情報提供の請求を行った者のみに対して回答を通知することになります。

②婚姻関係が解消している場合
他方当事者から情報提供の請求があったものとみなして、当事者それぞれに対して回答を通知することになります。

按分割合

按分割合とは婚姻期間中の厚生年金の保険料納付記録の夫婦の合計のうち、分割を受ける側の分割後の持ち分となる割合をいいます。

対象期間のうち、標準報酬総額の多い方を「第1号改定者」といい、保険料納付記録が分割される側になります。少ない方を「第2号改定者」といい、分割を受ける側になります。按分割合の上限は50%です。下限は分割を受ける側の分割前の持ち分にあたる割合となります。



内容の問い合わせ先
熊本西社会保険事務所
年金給付課
☎096(353)0141